

「子どもの居場所づくり推進事業」にかかる Q&A (赤字は R5.5.1 追記)

○ 事業全体について

Q テイクアウトはいつまで続けていいのですか。

~~A 感染症の流行は落ち着きましたが、まだまだ不安の残る状況にあります。居場所に集う子どもたちの安心を最優先にすることが望ましいと考えますので、しばらくの間はテイクアウトによる食事の提供も可能とします。ただ、当該事業の目的は「子どもの居場所づくり」にあるため、テイクアウトによる食事提供だけをもって子どもたちが帰宅とならないように、各実施団体の皆さまにはご理解いただきたいと思ひます。~~

A (改訂) 令和5年5月1日付松こ福第87号「令和5年度子どもの居場所づくり推進事業の対応について」の通知のとおり、令和5年6月1日より従来の居場所形式に戻します。

Q 申請書はいつまでに提出すればよいですか？さかのぼっての申請はできますか？

A 交付対象期間は「交付決定の実施月からその年度の3月末日まで」です(募集概要より)。例えば、4月に居場所を開催する場合は、4月中に申請書のご提出をお願いします。

○ 事業運営交付金について

Q 1回の開催で「通常型」と「軽食型」を組み合わせることは可能ですか。

A 「軽食型」は、支援者の食事提供の負担軽減を目的としたものであり、令和3年度までの「事業運営交付金」の増額を目的としたものではありません。そのため、1回の居場所開催において、通常の食事(主食、主菜、副菜)にパンやおにぎりを添えて提供したとしても「通常型」の事業運営交付金のみの交付となります。

Q 同一日に2回食事提供した場合は、2回分の事業運営交付金が交付されますか。

A 1回あたり2時間以上の居場所開設、学習支援または生活相談の実施という交付要件を満たしていれば、例えば昼食と夕食といった同一日に2度食事提供をした場合は2回分の事業運営交付金を交付します。

(2回食事提供をし、1回あたり2時間以上の学習支援をした場合も、2回分の学習支援者加算を交付します)

○ 事業支援加算について

Q 事業支援加算の用途を詳しく教えてください。

A 募集要項で「事業の実施にあたり、経験や知識等を持つ個人・団体（コーディネーター）から助言を得ることに要する費用」としており、実施団体の部外者による「子どもの居場所の運営上の助言」に対する謝礼のみが用途となります。

そのため、下記の用途で使用した場合は市への返金の対象となります。

- ・食材費など運営上必要な経費が不足しているため事業支援加算分で支払った。
- ・スタッフ（支援者）が手薄なので、外部から募ったボランティアへの謝礼を事業支援加算分で支払った
- ・食材を提供してくれた方への謝礼を事業支援加算分で支払った。 など

令和5年度からは「事業支援報告書」を提出していただきます。これにより、支援者も支援（助言）内容が明確になり加算が適正に使われ、また、同様の運営上の課題を抱えている他団体も、解決策を市からの情報提供により共有することができます。

○ 生活体験加算について

Q 「塗り絵」は対象になりますか。

A 「塗り絵」は遊びや学習の合間の息抜きと解釈できるため、生活体験にはなりません。

Q 生活体験に費用が掛からず生活体験加算が余りました。食材購入など他の用途に使用してもいいでしょうか。

A 生活体験加算は、生活体験に係る講師謝礼や資材（生活体験の食材含む）費にのみ充ててください。そのため、余った場合には市への返金の対象となります。

○ 学習支援者加算について

Q 学習支援のみを行った場合は交付対象となりますか。

A 子どもの居場所づくり推進事業は、食事提供を交付要件としていますので、食事提供をせずに学習支援のみを行った場合は交付対象となりません。（同様に、生活体験のみ行った場合も交付対象となりません。）

Q 学習支援者加算の対象となる支援員はどのような人材を想定していますか。

A 参加者の多くが小学生や中学生であることから、小学生などへ学習支援が行える支援者であれば、教員経験者、学生だけではなく地域住民の方であっても問題はありません。

Q 募集概要には、学習支援者加算は「学習支援を専門に行う支援者への謝礼に充ててください」とありますが、子どもたちの遊び相手をした場合は交付の対象になりますか。

A 学習をしても10分程度で集中が途切れてしまう子どももいることは認識しています。明確な線引きは難しいですが、他に学習支援を希望する子どもがいなければ、子どもに付き添い遊び相手をする支援者も交付対象となります。

Q 学習支援者加算は、1名1,000円、1回あたりの上限5名分(5,000円)が交付されますが、6名以上支援者がいた場合には1名あたり1,000円を実施団体が負担することになりますか。

A 学習支援者加算は、1名あたり1,000円を必ず支払う必要はなく、6名以上の学習支援者がいる場合は、上限5,000円を学習支援者数で除した金額を1名当たりの報酬としても構いません。

(【例】5,000円(上限額) ÷ 6名(支援者数) ≒ 833円)

Q 領収書の提出を求められていますが、学習支援者からはどのような領収書を徴収すればいいでしょうか。

A **領収内容(日付、領収金額、受領者名)がわかるものであれば形式は自由です。**実施団体及び学習支援者の事務負担を軽減するために、以下の様式を提案します。なお、印鑑は不要ですが、受領者へ自署をお願いしてください。

案①(1回ごと)

月 日 次のとおり報酬を受領しました

氏名	金額
【例】松本 城	1,000円
縄手 通	1,000円

案②(月ごと)

次のとおり報酬を受領しました

氏名	日付			金額
【例】松本 城	8/12	8/28		1,833円
縄手 通	8/28			833円
薄川 堤	8/12	8/28		1,833円
乗鞍 岳	8/12	8/28		1,833円
蓮華 つつじ	8/12	8/28		1,833円
城下 町	8/28			833円

8/12(4名) : 4,000円 ÷ 4名 = 1,000円

8/28(6名) : 5,000円 ÷ 6名 ≒ 833円

Q 申請時に、毎月5名分として申請しました。しかし、4名しか支援者が集まらなかった月があり、逆に6名も集まった月もありました。市への返金の考え方を教えてください。

A 下の表を事例としてご回答します。

4月～6月の合計では申請と実績は同数、同額となり一見返金はないように思えます。

しかし、要綱では1回当たりの上限が5名分となっているので、4月分で余った1,000円を5月分に充てるのは間違いとなります。

この事例では、1,000円が市への返金となります。

	申請		実績		返金額
	支援者数	金額	支援者数	金額	
4月	5名	5,000円	4名	4,000円	1,000円
5月	5名	5,000円	6名	6,000円	0円
6月	5名	5,000円	5名	5,000円	0円
合計	15名	15,000円	15名	15,000円	1,000円

Q 大人のスタッフは運營業務や調理もしなければならないため、子どもたちには自習をする時間と場所を提供しています。子どもが質問をしてきたら対応できると思いますが、「学習支援者加算」に該当しますか？

A ここでの「学習支援」は、子どもが学習をしている間、その学習内容や状況を見守り、必要に応じて教授することを想定しています。子どもから質問が出なくても、子どもが学習をしている間は同じ空間で見守りをお願いします。

※学習支援加算の用途は「学習支援を専門に行う支援者への謝礼」としています（募集要項より）。当てはまらない場合は返金の対象となります。申請の際に、「学習支援を専門に行う支援者」として支援ができるかどうか、十分にご検討ください。